

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	11	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	10-1	許認可等の内容	麻薬施用者免許証等再交付申請	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(免許証の再交付)</p> <p>第十条 麻薬取扱者は、免許証をき・損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き・損した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。</p>						